

【文書名】

香川県警察における指掌紋の取扱いに関する訓令

(平成 12 年香川県警察本部訓令第 37 号)

【概要】

指掌紋取扱規則(平成 9 年国家公安委員会規則第 13 号)及び指掌紋取扱細則(平成 9 年警察庁訓令第 11 号)に定めるもののほか、香川県警察における指紋及び掌紋の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。